

○農林水産省令第 号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）及び森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（森林経営管理法施行規則の一部改正）

第一条 森林経営管理法施行規則（平成三十年農林水産省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(経営管理権集積計画の作成に係る意向調査)

第三条 法第五条の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

(不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者)

第八条 令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

四 (略)

(登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置)

第九条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

一・二 (略)

三 登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。

四 (略)

(法第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募)

第三十一条 法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(経営管理意向調査)

第三条 法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。

一 三 (略)

(不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者)

第八条 令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 経営管理意向調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

四 (略)

(登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置)

第九条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

一・二 (略)

三 登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求すること。

四 (略)

(民間事業者の公募)

第三十一条 法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表)

第三十二条 市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2 法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者の選定)

第三十三条 市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、同条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までに掲げる事項について提案を求めるものとする。

2・3 (略)

(集約化構想の基準)

第三十七条 法第四十三条第五項第二号の農林水産省令で定める基準は、当該集約化構想に定められている同条第三項第一号に掲げる一の森林につき同項第二号に掲げる適合事業者が一に限り定められていることとする。

(集約化構想の軽微な変更)

第三十八条 法第四十三条第七項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 個人である法第四十六条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(民間事業者に関する情報の整理及び公表)

第三十二条 市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定により応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2 法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

(民間事業者の選定)

第三十三条 市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、法第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までに掲げる事項について提案を求めるものとする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

〔集約化構想の案の公告〕

第三十九条 法第四十三条第八項の規定による公告は、集約化構想を定め、又はこれを変更する旨及び当該集約化構想の案について、市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

〔集約化構想の公告〕

第四十条 前条の規定は、法第四十三条第九項の規定による公告について準用する。

〔法第四十四条第一項の規定による民間事業者の公募〕

第四十一条 法第四十四条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

〔法第四十四条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表〕

第四十二条 市町村は、都道府県に対し、法第四十四条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2| 法第四十四条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

〔協議の場の設置の方法等〕

第四十三条 法第四十五条第一項の規定による協議の場の設置は、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとする。

2| 法第四十五条第一項の規定による取りまとめは、その協議の結果として次に掲げる事項についてするものとする。

一 協議の場を設けた地域の範囲

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 二 協議の結果を取りまとめた年月日
- 三 法第四十三条第二項各号に掲げる事項
- 四 その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

(集約化構想の作成に係る意向調査)

第四十四条 法第四十五条第二項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該地域内の森林(同項の規定による調査を行う市町村が、当該地域において集約化構想を定めるために当該調査を行うことが必要かつ適当であると認めるものに限る。次号において同じ。)についての経営管理の現況
- 二 当該地域内の森林についての経営管理の見通し
- 三 その他参考となるべき事項

(関係権利者に関する情報の提供)

第四十五条 法第四十六条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 申出者が経営管理を行うべきものとして定められた構想森林のうち当該求めに係る森林の所在
 - 三 前号に規定する森林についての関係権利者に関する情報の利用目的
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村等が必要と認める事項
- 2 市町村等は、前項第二号に規定する森林についての関係権利者に関する情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止及び利用目的の制限その他の当該情報の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

(林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請)

第四十六条 法第四十八条第一項の規定による要請は、要請書に当該要請に係る集約化構想及び地域森林計画の素案を添えて、これらを都道府県の知事に提出してするものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(集約化構想の作成の申出)

第四十七条 法第五十条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出に係る森林の区域
- 三 その他参考となるべき事項

(権利集積配分一括計画に定めるべき事項)

第四十八条 法第五十一条第二項第一号チの農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項(同号ハからホまで及びトに掲げる事項を除く。)とする。

2 法第五十一条第二項第二号リの農林水産省令で定める事項は、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項(同号ニからチまでに掲げる事項を除く。)とする。

3 法第五十一条第四項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地について当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間
- 二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地についての所有権の移転に係る法律関係に関する事項(法第五十一条第四項第四号に掲げる事項を除く。)

(権利集積配分一括計画の公告)

第四十九条 法第五十二条第一項の規定による公告は、権利集積配分一括計画を定めた旨及び当該権利集積配分一括計画について、市町

(新設)

(新設)

(新設)

村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(権利集積配分一括計画の作成手続の特例に関する準用)

第五十条 第十一条から第二十条まで及び第二十二条から第二十八条までの規定は、法第五十三条において法第二章第二節の規定を準用する場合について準用する。

(経営管理権集積計画等の作成の申出)

第五十一条 法第六十一条の規定による経営管理権集積計画の作成の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一 申出者の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該申出に係る森林の所在

三 その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、法第六十一条の規定による集約化構想の作成の申出について準用する。この場合において、同項第二号中「所在」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。

(災害等防止措置の命令書)

第五十二条 法第六十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 法第六十三条第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

(災害等防止措置に要した費用)

第五十三条 市町村の長は、法第六十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額

(新設)

(新設)

(災害等防止措置の命令書)

第三十七条 法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 法第四十三条第一項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

(災害等防止措置に要した費用)

第三十八条 市町村の長は、法第四十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額

の算定基礎を明示するものとする。

の算定基礎を明示するものとする。

(森林法施行規則の一部改正)

第二条 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(地域森林計画の協議等の手続)

第三条 法第六条第五項第一号から第三号までの規定による農林水産大臣への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後。次項において同じ。）、法第五条第二項第八号及び同条第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。

2] 法第六条第五項第三号の規定による同号に規定する当該市町村の長（以下この項において単に「当該市町村の長」という。）への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、前項の規定による農林水産大臣への協議の前に、地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第七号に規定する事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定に基づく要請に係る部分を記載した書類を当該市町村の長に提出してするものとする。

3] 法第六条第五項第四号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は同条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）
第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一〜四 （略）
五 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれ

(地域森林計画の協議等の手続)

第三条 法第六条第五項第一号及び第二号の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後）、法第五条第二項第八号及び第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。

(新設)

2] 法第六条第五項第三号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）
第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一〜四 （略）
（新設）

があり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている
立木を伐採する場合であつて、その伐採の面積が著しく小さい場
合

六 (略)

(施業施設協定に関する準用)

第二十九条の二 第二十四条及び第二十七条(第一項第三号を除く。

)から第二十九条までの規定は、法第十条の十一の九第三項におい
て法第十条の十一(第四項及び第五項に限る。)から法第十条の十
一の八までの規定を準用する場合について準用する。この場合にお
いて、第二十七条第二号中「区域」とあるのは「区域及び施業施設
の位置」と、第二十八条中「施業実施協定の対象とする森林である
旨の明示」とあるのは「明示」と、「当該森林の」とあるのは「
施業施設協定の対象とする森林である旨のものについては当該森
林の」と、「設置」とあるのは「設置してするものとし、施業施設
協定の対象とする施業施設である旨のものについては当該施業施設
内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置して
するものとし、施業施設協定の対象とする施業施設が存する旨のも
のについてはその敷地である土地の区域内の見やすい場所に当該施
業施設の位置を表示した標識を設置」と読み替えるものとする。

第二十九条の三・第二十九条の四 (略)

(公告事項)

第二十九条の五 法第十条の十二の三第五号の農林水産省令で定める
事項は、同条の規定による公告の日から起算して二月以内に同条第
四号の規定による申出がないときは、法第十条の十二の五第一項の
規定により都道府県知事が法第十条の十二の四の規定による申請を
した確知森林共有者が当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土
地使用権を取得すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

第二十九条の六・第二十九条の七 (略)

五 (略)

(新設)

第二十九条の二・第二十九条の三 (略)

(公告事項)

第二十九条の四 法第十条の十二の三第五号の農林水産省令で定める
事項は、同条の規定による公告の日から起算して六月以内に同条第
四号の規定による申出がないときは、法第十条の十二の五第一項の
規定により都道府県知事が法第十条の十二の四の規定による申請を
した確知森林共有者が当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土
地使用権を取得すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

第二十九条の五・第二十九条の六 (略)

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)
第三十八条 (略)

一・二 (略)

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ〜ハ (略)

二 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が森林経営管理法第六十二条第一項に規定する災害等防止措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四〜八 (略)

九 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第六十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第三十八条 法第十一条第五項第二号イ(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ〜ハ (略)

二 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第四十二条第一項に規定する災害等防止措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四〜八 (略)

九 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第四十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

(森林組合法施行規則の一部改正)

第三条 森林組合法施行規則(平成十八年農林水産省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(森林組合の員外利用制限の特例)

第一条 森林組合法(以下「法」という。)第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。

一 三 (略)

四 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第五十七条の規定に基づき経営管理支援法人としての指定を受けた法人であつて、同法第五十八条各号に掲げる業務について当該森林組合の事業を利用しようとするもの

五 森林組合連合会(当該森林組合が会員となつていているものに限る。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行うもの

ロ 法第百一条第八項の規定により、国、地方公共団体その他第百六条第一項に規定する法人に法第百一条第一項第二号に掲げる事業その他第百六条第二項に規定する事業を利用させるために当該森林組合の事業を利用しようとするもの

2 法第九条第九項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項第二号から第六号まで、第八号及び第八号の二に掲げる事業(同条第一項第三号並びに第二項第二号、第四号、第八号及び第八号の二に掲げる事業にあつては前項第四号及び第五号に掲げる法人に利用させる場合を除き、同条第二項第四号に掲げる事業にあつては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。)並びにこれらの事業及び同条第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

(森林組合連合会の員外利用制限の特例)

第百六条 法第百一条第八項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる法人とする。

(森林組合の員外利用制限の特例)

第一条 森林組合法(以下「法」という。)第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。

一 三 (略)

(新設)

四 法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行う森林組合連合会(当該森林組合が会員となつていているものに限る。)

2 法第九条第九項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項第二号から第六号まで、第八号及び第八号の二に掲げる事業(同条第一項第三号並びに第二項第二号、第四号、第八号及び第八号の二に掲げる事業にあつては前項第四号に掲げる法人に利用させる場合を除き、同条第二項第四号に掲げる事業にあつては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。)並びにこれらの事業及び同条第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

(森林組合連合会の員外利用制限の特例)

第百六条 法第百一条第八項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、第一条第一項各号に掲げる法人とする。

2 法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第一号の二、第一号の三、第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（同条第一項第一号の三、第四号、第六号、第十号及び第十号の二に掲げる事業にあつては、第一条第一項第四号に掲げる法人に利用させる場合を除き、法第百一条第一項第六号に掲げる事業にあつては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

2 法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第一号の二、第一号の三、第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（第六号に掲げる事業にあつては、国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

(伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の森林法施行規則第十四条第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

(共有者不確知森林に係る公告に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の森林法施行規則第二十九条の五の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があつた場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があつた場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

(森林組合の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第一条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項の規定は、森林組合が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。

(森林組合連合会の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第百六条第一項及び第二項の規定は、森林組合連合会が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合連合会が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。